



平成 20 年 5 月 15 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株式会社 S J ホールディングス
代表取締役社長 李 堅
(JASDAQ: 2315)

問 合 せ 先 :
取締役経営・管理本部長 木村 裕
Tel 03-5781-7311 (代表)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 15 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 19 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行までに端株を廃止するため、現行定款第 9 条(株主名簿管理人)、現行定款第 10 条(株式取扱規程)、現行定款第 44 条(剰余金の配当)及び現行定款第 45 条(中間配当)を変更し、附則を新設するものであります。

2. 定款変更の内容

(線部分が変更箇所)

変 更 案	現 行 定 款
第 2 章 株 式 (株主名簿管理人)	第 2 章 株式および端株 (株主名簿管理人)
第 9 条 当社は、株主名簿管理人を置く。	第 9 条 当社は、 <u>株式および端株</u> につき株主名簿管理人を置く。
2 (現行どおり)	2 (条文省略)
3 当社の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。	3 当社の株主名簿、 <u>端株原簿</u> 、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の <u>株式および端株</u> に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

変 更 案	現 行 定 款
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 44 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p><u>附 則</u></p> <p>第 1 条 <u>第 9 条、第 10 条、第 44 条および第 45 条の変更は、平成 20 年 9 月 30 日の経過をもって、当社は 1 株に満たない端数については、これを端株として端株原簿に記載または記録しないこととする。</u> <u>本附則は、当社の端株が存在しなくなった時をもって削除されるものとする。</u></p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第 10 条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、<u>端株原簿の記載または記録、端株の買取り</u>、その他株式および端株に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第 44 条 剰余金の配当は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者<u>および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し行う。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第 45 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者<u>および同日の最終の端株原簿に記載または記録された端株主</u>に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成 20 年 10 月 1 日 (金曜日)

以 上